

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和3年11月24日（水） 9:42 ～ 9:47

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：松野 博一 内閣官房長官
二之湯 智 国家公務員制度担当大臣
鈴木 俊一 財務大臣
金子 恭之 総務大臣
後藤 茂之 厚生労働大臣
山際 大志郎 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
木原 誠二 内閣官房副長官
磯崎 仁彦 内閣官房副長官
栗生 俊一 内閣官房副長官
近藤 正春 内閣法制局長官

議事内容：

○松野官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。

八月十日に行われた人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いについては、同日に第一回、本月十二日に第二回の当会議を開催し、御協議いただいたところでありますが、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いしたいと存じます。

始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○二之湯国家公務員制度担当大臣：国家公務員の給与に関する人事院勧告制度は労働基本権制約の代償措置であり、これを尊重することが政府の一貫した姿勢であります。

第二回の会議で、本年の人事院勧告については、特に経済対策等政府全体の取組との関係を見極める必要がある旨申し上げました。十九日に、新たな経済対策が閣議決定され、これらが着実に実施されることで、国家公務員のボーナス引下げが我が国経済にもたらすマイナスの影響は緩和されるものと期待されます。

こうしたことから、私としては、人事院勧告どおりボーナスの支給月数を引き下げる改定を行うものとし、令和三年度の引下げに相当する額については、令和四年六月のボーナスを減額することにより調整を行うことが適当であると考えます。

なお、人事院からも、このような調整を行うことは差し支えない、との見解を得ているところです。

また、特別職の国家公務員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当であると考えます。

○松野官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○鈴木財務大臣：人事院勧告については、これを尊重するとの基本姿勢の下、取扱方針

を決定しているところであり、今回、国家公務員制度担当大臣のご発言の通りに実施することについて、異存はありません。

いずれにせよ、我が国の極めて厳しい財政状況を踏まえ、今後とも、総人件費の抑制に努めていく必要があると考えます。

○松野官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○金子総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、これを基本として決定すべきものであると考えます。

ボーナスの調整時期については、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応していただくよう要請してまいります。

また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○松野官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○後藤厚生労働大臣：人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、私としては、人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり給与改定を行うことが基本であると考えております。

国家公務員制度担当大臣の発言のとおり、人事院勧告どおりに給与改定を行った上で、令和四年度に調整を行うことに異論はありません。

○松野官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○山際経済財政政策担当大臣：先般、事業規模七十八・九兆円程度の経済対策をとりまとめ、足下のコロナ禍で傷ついた経済を立て直し、自律的な経済成長を実現するために十分な効果を発揮できる規模を確保いたしました。

今後は、経済対策に盛り込んだ、賃上げを行う企業への税制措置、中小企業の事業再構築や生産性向上の支援などの着実な実施により、民間企業の賃上げをしっかりと実現する決意です。それにより公務員の給与の増加にもつなげ、家計消費を増大させることで、「成長と分配の好循環」の実現を図ってまいります。

○松野官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。

それでは、御意見も出尽くしたので、これまでの検討状況を踏まえ、お配りをいたしました閣議決定案及び内閣官房長官談話案についてお諮りをしたいと思います。これらについて御了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

それでは、この両案については御賛同をいただいたものとして所要の進めるといいたします。

それでは、給与関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

以上